

2024年  
保存版

# 鈴鹿市 空き家の手引き

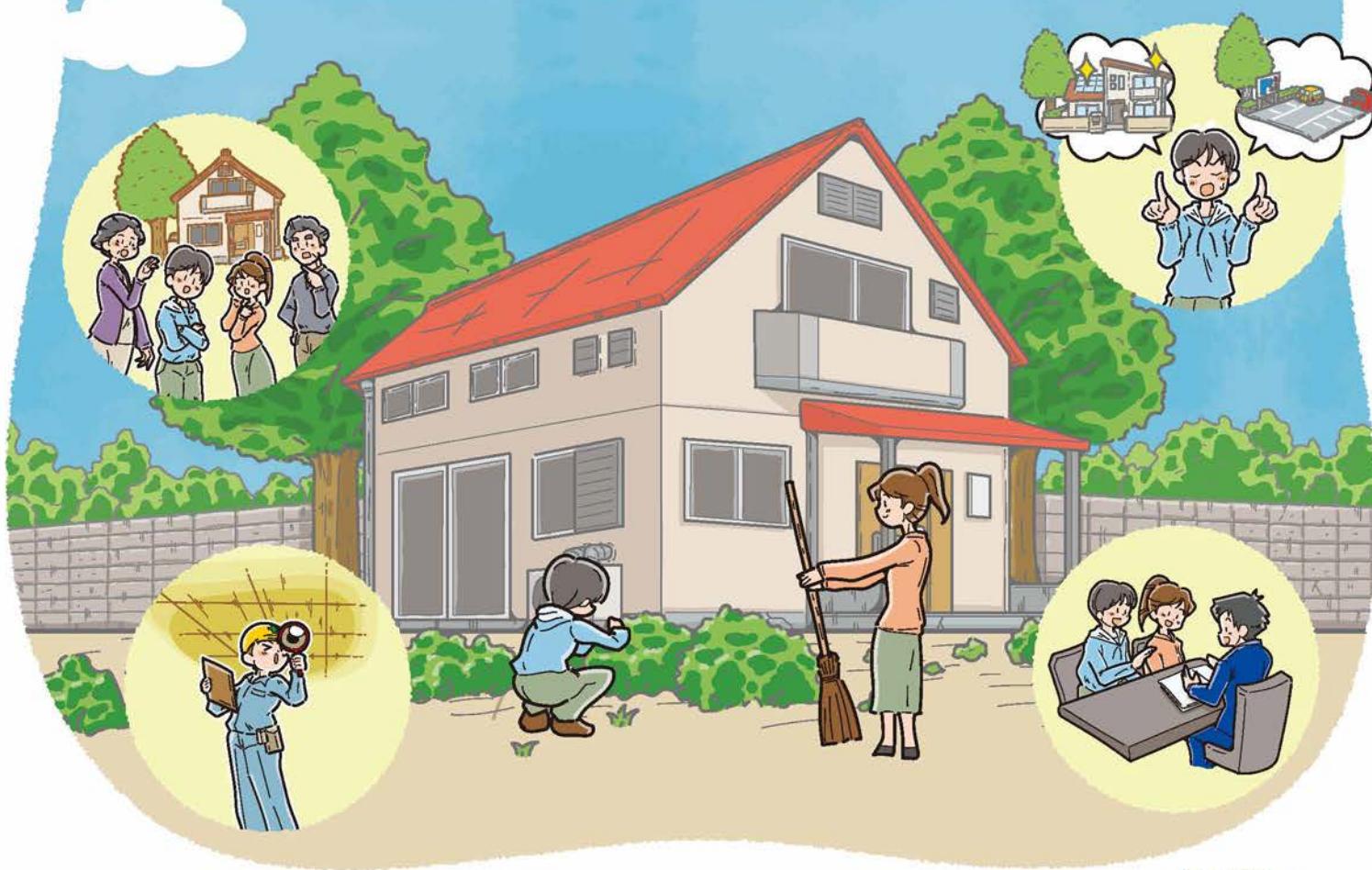
空き家を適切に管理して

3つのあんしんを手に入れよう！

トラブル・事故の  
回避

経済的負担の  
軽減

資産価値の  
維持



令和5年  
12月13日施行

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の  
一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや～」

株式会社サイネックス



# もくじ【Contents】



01 「空き家」を放置していませんか? ..... 2	07 売却のこと ..... 12
02 空き家について考えてみましょう! ..... 4	08 賃貸のこと ..... 13
03 我が家の将来を考えよう ..... 6	09 解体のこと ..... 14
04 空き家を所有することになったら ..... 8	10 空き家に関する相談窓口 ..... 15
05 空き家を管理する場合には ..... 9	11 補助金などについて ..... 15
06 空き家を管理できない場合には ..... 10	12 空き家バンク ..... 16



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

## 鈴鹿市 空き家の手引き

令和6年9月発行

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 発行／制作

株式会社サイネックス  
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL.06-6766-3333(大代表)

### 広告販売

株式会社サイネックス 東海支店  
〒512-8044 三重県四日市市中村町2293-8  
TEL.059-361-1144

※掲載している広告は、令和6年8月現在の情報です。

（広告）



空き家売却のご相談は鈴鹿市に2営業所  
三交不動産におまかせください!! 無料査定



TEL 0120-350-408  
〒510-0241 鈴鹿市白子駅前35番21号

仲介 買取制度

売却保証制度 リースバック

4つの売却システム

売主様に寄り添った 売却サポート

↓ 詳細はHPでご確認いただけます!! ↓



TEL 0120-350-215  
〒513-0844 鈴鹿市平田1丁目2番9号



鈴鹿営業所  
営業時間 9:30~18:00  
定休日 毎週火・水曜日

すまいる鈴鹿 検索  
HP <https://sanco-smile.jp/>



三交不動産株式会社  
各地建物取引業 國土交通大臣(17)第41号  
(一社)不動産協会会員 (一社)不動産流通経営協会会員



# 「空き家」を放置していませんか？

## 空き家とは

► 継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

### 空き家放置のリスク

鈴鹿市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「鈴鹿市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



## 空き家の解体工事はZEROへ



総合解体工事  
株式会社  
三重県知事許可 第23181号

ZERO

090-2616-9950

鈴鹿市岸岡町3175-2 株式会社ゼロ 鈴鹿

空間をリセットし、  
価値をリスタートする  
お手伝い。

見積り  
ご相談 無料



空き家の解体工事を依頼する前にやっておきたいことを弊社HPで詳しく紹介しております！コチラ↑

その他にも…



## 景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。



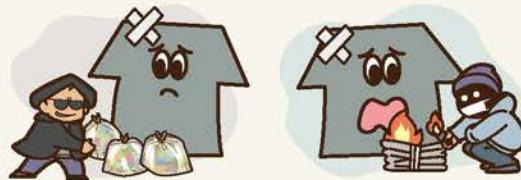
悪質な



## 犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。

また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



空き家を放置し続けると…

### 特定空家等に認定

- 著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



周囲の状況で  
認定される  
場合も

▶ 管理不全空家等は固定資産税の特例が適用除外になる場合があります

「特定空家等」になるおそれのある  
「管理不全空家等」も指導・勧告対象に

### 指導・勧告対象



適切に管理された空家



管理不全空家等  
窓や壁が破損しているなど  
管理が不十分な状態



特定空家等  
そのまま放置すると倒壊等  
の恐がある状態

良い



空き家の状態



悪い

(広 告)

# 建物解体のことなら 何でもおまかせください!

産業廃棄物収集運搬業許可 三重県 第02403228245号  
建築業許可 三重県知事 許可(般-4)第23308号

無料  
見積り  
ご相談下さい



before



after



株式会社  
**カシマ工業**

直通 TEL 090-4465-6968 (担当 児玉 コタマ)  
TEL/FAX 0595-96-8204 〒519-0214 鈴鹿市長明寺町514-1

## 02 空き家について考えてみましょう！

### 空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは  
何ですか？



我が家  
の将来  
について  
考えましょ  
う！

P6・7  
参照

空き家を  
所有することに  
なりました

P8・9  
参照

空き家の  
使い方を  
考えましょ  
う！

P8・10  
参照

次世代への  
引き継ぎについて事前に  
考えましょ  
う！

遺言書を残すなど、誰に家を  
引き継いでもらいたいかなどを  
明確にしておくことで、残され  
た家族が悩んだり、争うこと  
がないように準備することが  
重要です。

空き家の  
所有者には管理責任が  
あります！

空き家を放置し続けると倒  
壊、火災等の危険性や防犯、  
衛生上の課題も生じます。  
空き家の所有者には法的に  
も管理責任があります。

家財処分、  
相続、税金等について  
知りましょ  
う！

空き家の使い方を決める  
前に、家財の処分、相続手続き、  
所有及び売却に関わる税金等  
について理解を深めることが  
重要です。

（広 告）

## 解体工事 のことなら お任せください！

ご相談・お見積もり無料 従業員募集

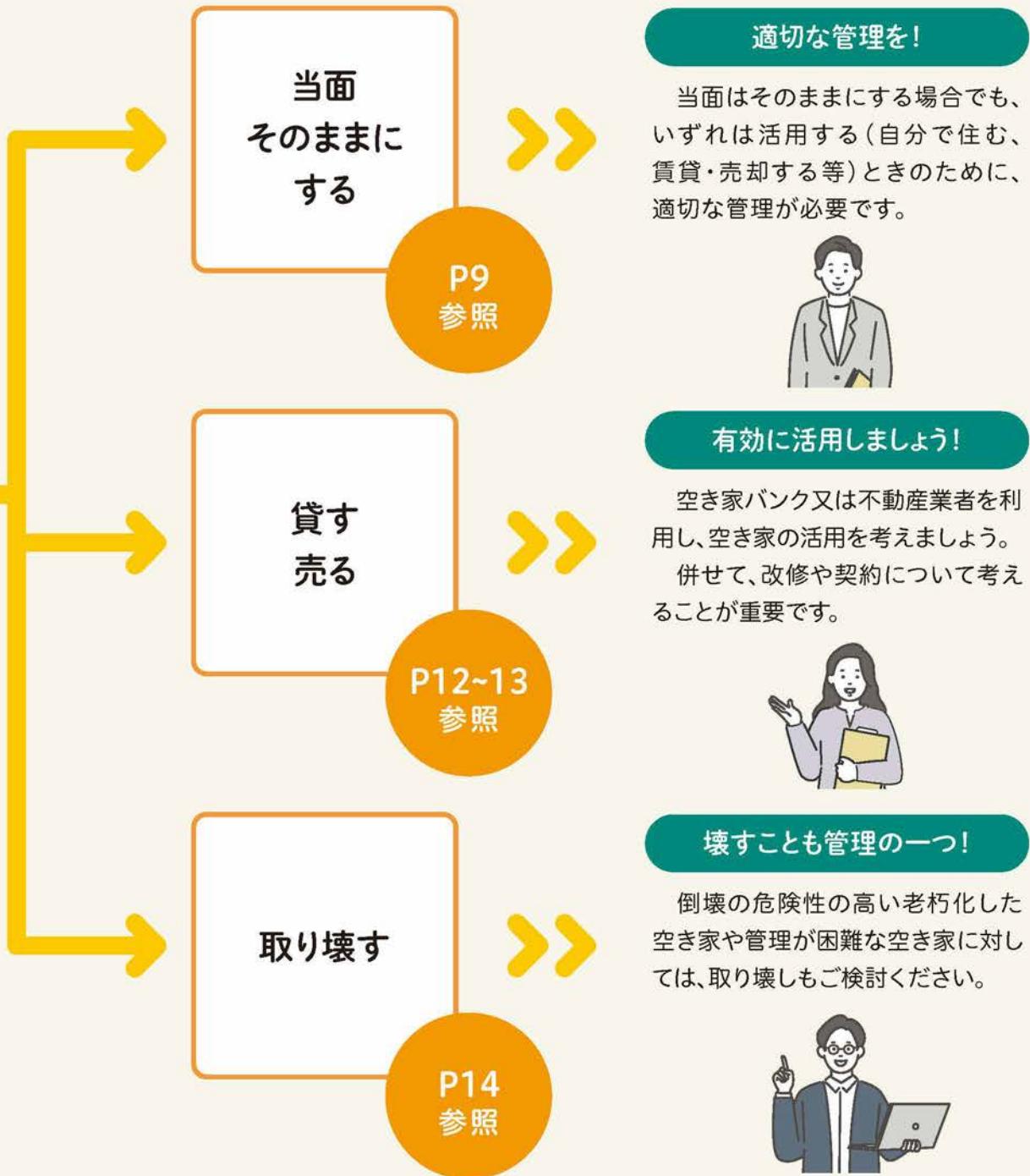
株式会社 尾崎工業

検索

ぜひ、お問い合わせ下さい！



株式会社 尾崎工業  
059-395-6907 FAX:059-395-6908  
【営業時間】8:00~17:00 【定休日】日曜



当面はそのままにする場合でも、いざなは活用する（自分で住む、賃貸・売却する等）ときのために、適切な管理が必要です。



空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



（広告）

**解体工事  
お任せ下さい。**

有限会社 **K工業**

鈴鹿市地子町316 ☎ 059-369-3166



## 03 我が家の将来を考えよう

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

### ▶ 現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



### ▶ 相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行いますが、遺産分割協議することにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



### ▶ 困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知識が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

### 空き家に関する相談窓口

#### 空き家に関する 相談への対応

空き家を「売りたい」「貸したい」、空き家に関して「相談先がわからない」などお困りの方は、住宅政策課までお問合せください。

鈴鹿市では空き家の有効活用を目的として、空き家バンクの運営や空き家無料相談会を開催しています。

#### 相談窓口

鈴鹿市 都市整備部 住宅政策課 管理グループ

TEL.059-382-7616(直通)

MAIL [jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp](mailto:jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp)



## ➤ 意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。



	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能		遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等で保管	法務局で保管	原本は公証役場
検認手続※	必要		不要
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産価格による)
メリット	手軽に作成でき、費用がかからない ※遺言書を法務局で保管する場合は費用がかかります		<ul style="list-style-type: none"> <li>無効になりにくい</li> <li>紛失などのリスクがない</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>文意不明等で無効になることがある</li> <li>自宅での保管は紛失・隠匿・偽造のリスクがある</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>費用・手間かかる</li> <li>証人が2人必要</li> </ul>

※検認手続：家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

check!

### 自筆証書遺言書保管制度について(法務省)

手続きの流れや、制度の内容を詳しく知りたい場合は法務省ホームページをご確認下さい。



(広告)

## 相続・遺言 おまかせください!



# 加藤亞希 行政書士事務所

KATO AKI ADMINISTRATIVE SCRIVENDER



〒513-0811 鈴鹿市柳町1706番地の1

TEL. 059-382-2222



# 空き家を所有することになったら

## 相続登記をしよう。

▶ 親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

### 手順① > 必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得  
→ 各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得 → 各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得 → 法務局にて

### 手順② > 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で引き継ぐ人を決めましょう。

### 手順③ > 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

### 手順④ > 法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

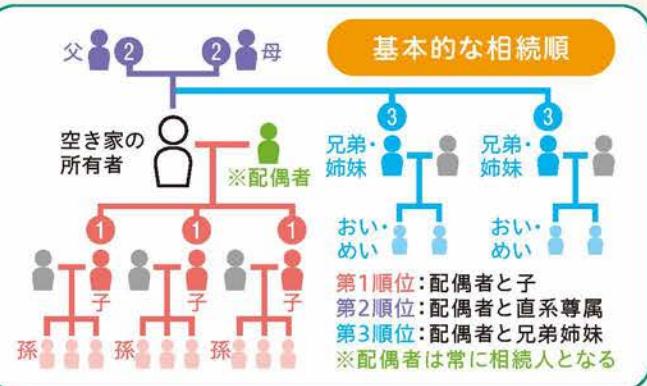
## 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

▶ オンラインでの申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由なく登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、10万円以下の過料が科されるおそれがあります。



### 戸籍証明書の請求が便利になりました。

令和6年3月1日施行

※発行不可の場合があります。

最寄りの市区町村の窓口で

戸籍証明書等が請求できます。

・本籍地のある遠方に行かなくてもOK!

・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にまとめて請求可能!



詳細は  
こちら

(広 告) —

## ゴミに関するお悩みお任せください!



ゴミ屋敷



産業廃棄物



引っ越し



粗大ごみ



オフィスの紙類



飲食店の生ごみ

増渕運搬社



059-324-4545

鈴鹿市東玉垣町500-332





# 05 空き家を管理する場合には

## 近隣に迷惑をかけないようにしよう。

### ▶ 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。

### ▶ 自分でできる管理方法



鈴鹿市ウェブサイト  
「適正管理」ページ

作業項目		作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	<input type="checkbox"/> すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 <input type="checkbox"/> 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	<input type="checkbox"/> 各蛇口の通水 <input type="checkbox"/> 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	<input type="checkbox"/> 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	<input type="checkbox"/> ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	<input type="checkbox"/> 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	<input type="checkbox"/> 草取り、越境している枝やツルの剪定 <input type="checkbox"/> 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	<input type="checkbox"/> すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	<input type="checkbox"/> 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	<input type="checkbox"/> 水漏れなどがないか	

### ▶ 管理不全な空き家の問題点と解決方法

#### ①不審者が侵入する

犯罪の温床となったり、放火されてしまう危険あり。施錠の確認など定期的な見回りが必要。

#### ②ゴミを捨てられる

異臭が発生して周囲に悪影響を及ぼすおそれあり。定期的な見回りが必要。

#### ③動物や害虫のすみかになる

シロアリの被害が出たり、動物の糞や死骸で周囲に悪影響を及ぼすおそれあり。定期的な見回りが必要。

#### ④屋根瓦や窓ガラスの落下によるケガ人の発生、老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

周囲の建物や通行人に被害が発生すると、損害賠償を請求されるおそれあり。定期的な見回りが必要。

#### ⑤樹木や雑草が繁茂して、隣地や道路にはみだして障害となる

周辺住民の迷惑となったり、通行の支障となるおそれあり。定期的に見回り、適切な管理が必要。

（広告）



## 空家の解体は 三秀建設へ



三秀建設株式会社

三重県知事建設業許可 第23141号  
産業廃棄物収集運搬業 第02403214469号

〒510-0265 鈴鹿市三宅町3685-6  
TEL 059-372-1519  
FAX 059-373-7073



# 06 空き家を管理できない場合には

## 空き家の売却、賃貸を検討しよう。

▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

### ▶ 売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



### ▶ 売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう。

#### ● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることが多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

#### ● 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照



### ▶ 売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

空き家に関する相談窓口 P6参照

(広 告)――

## 空き家の売却・活用方法でお悩みの方をサポート!!

相続などで引き継いだ物件を放置して  
固定資産税だけがかかるませんか?  
また、管理が行き届いてない場合は  
不法侵入、放火などの被害にあう恐れも  
まずはスモーニにご相談ください。

- リフォーム
- 遺品整理
- 残置物処分
- 売却価格査定
- 家賃査定

お気軽にお問い合わせください♪

鈴鹿で住もう!!

**sumoni**



賃貸物件 売買物件の仲介 不動産管理 リフォーム 三重県知事免許(2)第3365号  
**株式会社 スモーニ** ☎ 059-380-5025  
鈴鹿市中江島町15-15 <https://sumoni.jp/> FAX.380-5026 営業時間 10:00~18:00  
定休日 水曜日



## ➤ 売却・賃貸のヒント

- どこの不動産業者に相談すればよいかわからない  
空き家周辺の地元不動産業者に相談する
- 売却するのに費用負担が難しい  
解体費や測量費などを含む売却を不動産会社に相談する
- 狹小土地や接道不良土地で売却が難しい  
隣の家に買ってもらえないか提案する
- 借地で空き家が売却できない  
借地契約を延長して賃貸を検討する
- 古くて貸せるか悩んでいる  
固定資産税相当分の家賃で賃貸できるか不動産業者に相談
- 耐震改修済み、リフォーム済みをアピールしたい  
建物状況調査を実施し、安心R住宅※として売却を検討  
※安心R住宅：一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークを付けて情報提供すること
- 空き家バンクを利用したい  
自治体が運営する空き家の情報サービスを利用



## 相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



### 空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

※税制優遇には期間や条件があります。  
詳細は税務署にお問い合わせください。

#### ①空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。  
※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。  
申請の窓口は、空き家所在地の市役所住宅政策課になります。

#### ②低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。  
※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。  
申請の窓口は、市役所都市計画課になります。

（広告）

鈴鹿市で  
創業60年以上の  
企業です!!

空き家を  
リフォームして  
借家として  
利用しませんか?

木らく乃家

IWASAKI KENCHIKU

株式会社岩崎建築/木らく乃家

TEL 059-385-5741

〒510-0024 鈴鹿市若松中一丁目2番8号

三重県知事許可(般-4)第6338号/2級建築士 登録番号 第7528号

QRコード ホームページ インスタグラム

# 07 売却のこと

## メリットは?デメリットは?どう売るの?

### ➤ メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



### ➤ デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



専門家と一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



### ① まずは不動産業者に相談

売却条件をざくばらんに相談



### ⑤ 広告

販売活動を行います



### ② 物件調査

売却予定物件を調査します



### ⑥ 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



### ③ 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



### ⑦ 売買契約の締結

契約条件など合意ができたら契約



### ④ 媒介契約の締結

売却を依頼します



### ⑧ 売却

売買代金の受領と同時に買主に  
物件を引き渡します



# 08 賃貸のこと

## メリットは?デメリットは?どう貸すの?

### ➤ メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



### ➤ デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



専門家と一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者



建築士等

### ① まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



### ② 物件調査(リフォームする場合)

▶ リフォームを行わない場合は④へ

- ・賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成



### ③ リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



### ④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



### ⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により  
入居者と契約



### ⑥ 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を  
管理するのか?



不動産業者にお願いするのか? 相談してください



# 09 解体のこと

## 空き家の解体のメリットは?デメリットは?

### ➤ メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要



### ➤ デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



専門家と一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)



所有者 建築士等

### ① まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



### ② 物件調査

現地調査します



### ③ 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



### ④ 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し  
契約します



### ⑤ 工事準備

施行計画や近隣対策などを行います



### ⑥ 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡  
衣類や家具などの移動や処分



### ⑦ 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、  
ご近所に挨拶されるとよいでしょう  
(解体業者が代行される場合もあります)



### ⑧ 解体

工事完了  
現地確認し、工事代金を支払います



⚠️ 解体した建物は、滅失登記をしましょう



(広 告)――

～解体で想いをつなぐ～ 空き家の解体工事などお困りごとはおまかせください

解体前・解体中・解体後の写真を撮影  
思い出を記念に残す  
メモリアルフォト贈呈

イイぜ、解体!!

Sanou 山央工業株式会社

0120-030-338 鈴鹿市磯山1丁目8-40 FAX 367-7473  
<https://san-ou.mie.jp/> →

## 10 空き家に関する相談窓口



固定資産税に関すること

資産税課 059-382-9007 shisanzei@city.suzuka.lg.jp



弁護士、司法書士、土地家屋調査士等の専門家への相談に関すること

市民対話課 059-382-9004 shimintaiwa@city.suzuka.lg.jp



低未利用土地等の税制優遇に関すること

都市計画課 059-382-9074 toshikekaku@city.suzuka.lg.jp



認知症や精神・知的障がい等により生じる、空き家の管理や処分の問題に関すること

鈴鹿市後見サポートセンター みらい 059-373-5737

## 11 補助金などについて



空き家・空き家バンクに関すること

空き家リノベーション等補助金・特定空家等除却費補助金に関すること

住宅政策課 059-382-7616 jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp

### 空き家リノベーション等補助金

市外から本市へ移住する方で、空き家のリノベーション等(修繕、補修、模様替えなどの改修工事)を行う場合、その費用の一部を補助する事業を実施しています。この制度は、本市への定住の促進と地域の活性化が目的です。10年以上定住する意思があり、地域活動に積極的に参加していただける方を対象としています

### 特定空家等除却費補助金

特定空家等の除却を促進し、市民の安全と生活環境の保全を図るため、鈴鹿市が特定空家等と判断した空家等の除却工事に要する経費について、予算の範囲内でその一部を補助する制度です。



耐震診断、耐震診断後の解体補助に関すること  
ブロック塀除却の補助に関すること

建築指導課 059-382-9048 kenchikushido@city.suzuka.lg.jp

※耐震診断、耐震診断後の解体補助は昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅が対象です。

※ブロック塀除却の補助は、公道に面した高さ1mを超えるブロック塀が対象です。

(広告)

**家屋解体**

見積無料!



**空家・遺品整理・不用品回収など  
お困りごとはおまかせください!!**

**法律相談** **更地売買** **遺品整理**

**さまざまなお困りごとに対応します!**

**まがせ太君**

社会福祉法人 伊勢亀鈴会 ISE KIREIKAI

解体 三重県知事(登一)第3-63号  
宅地建物取引業 三重県知事(1)第3689号

お問い合わせは 0120-368-488 鈴鹿市国府町高畔3917-272



# 12 空き家バンク

## 空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



### 登録について

- 登録費用 無料
- 市の担当者が現地確認を行い、掲載内容を作成します。
- お気軽に問い合わせください。

### 登録するメリットは？

- インターネットで全国に発信
- 広く多くの人に見てもらえます。
- 売却が困難な流通しにくい物件でも登録できます。

### どのような家が登録できる？

- 所有者が明らかな家
- 住宅として使用していた家
- 大規模な改修が不要な危険な状態でない家
- 鈴鹿市内の空き家

鈴鹿市 都市整備部 住宅政策課 管理グループ

TEL.059-382-7616(直通)

MAIL [jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp](mailto:jutakuseisaku@city.suzuka.lg.jp)

### お問合せ



・鈴鹿市空き家バンク  
(移住・定住ポータルサイト内)



・三重県版空き家バンク

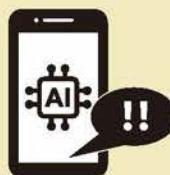


・全国版空き家バンク

### AIによるすまいの終活ナビ

株式会社クラッソーネが運用する「AIによるすまいの終活ナビ」を利用し、空き家の解体費用や土地 売却査定額の相場を把握することができます。

解体を検討されている方や、住宅の建替えを検討される方は是非ご利用ください。





ともに、時をつなぐ。

# D 第一不動産販売



世代から世代へ、お客さまとともに、時をつなぐ。

不動産の売買は、弊社にご相談ください。

[動画を見る](#)

DAIICHI-RE.CO.JP

本社：鈴鹿市桜島町七丁目 16-3 【D SALON 設置店】 四日市店：四日市市諒訪町 3-16 203 電話 0120-171-977

